

65歳以上の方の 介護保険料が変わります

65歳以上の方の平成27年度から29年度までの介護保険料が決まりました。今回の改定では、急激な高齢化の進行に伴う保険給付費の増加等により、保険料が引き上げとなりました。

介護保険事業の健全な運営のため、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

なお、平成27年度の納入通知書は、7月上旬に送付します。

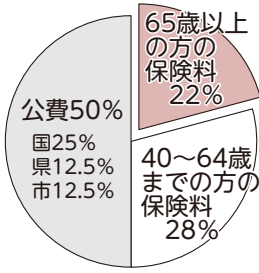
問合せ 介護福祉課保険料・給付係（内線3267）／各総合支所福祉課（菖蒲・内線107／栗橋・内線235／鷺宮・内線173）

介護保険料のしくみ

介護保険のサービスを利用すると、原則として費用の1割が自己負担となり、9割が保険から給付されます。給付費等の財源は法令で決められて、65歳以上の方（第1号被保険者）は、標準で22%の保険料を負担することになります。

【図1】

【図1】 保険給付費の基本的な負担割合（居宅系サービスの場合）



市が策定する介護保険事業計画における計画期間の保険給付費等の見込額から、保険料として収納すべき総額を積算して、基準となる保険料（基準額）を算定します。

この基準額に本人の所得や世帯員の課税状況等による段階ごとの割合をかけて、個人の保険料が決まります。

今回策定した第6期事業計画では、平成27年度から29年度までの3年間で、保険給付費と地域支援事業費の合計で276億7164万9000円の費用を見込んでいます。

これを【図2】の数式にあてはめ、基準額月額を算出しています。

なお、計画期間中に保険料が余る場合は、市の基金に積

【図2】 基準額月額の算定式

平成27年度から29年度までの3年間の保険料収納必要額	保険給付費の負担分	70億4,105万5,000円
	保険給付費（268億1,845万2,000円）	×
	第1号被保険者の負担割合（22%）	+
	調整交付金の全国平均との差分（平均5% - 本市見込み0.74548% = 4.25452%）	+
	地域支援事業費の負担分	1億9,731万5,000円
	地域支援事業費（8億5,319万7,000円）	-
	総合事業移行後の予防事業費（2億3,616万円）	×
	第1号被保険者の負担割合（22%）	+
	総合事業移行後（H29）における予防事業に係る調整交付金の全国平均との差分（2億3,616万円 × (22% + 平均5% - 本市見込み0.93%) (4.07%)）	-
	基金からの取り崩し	3億7,600万円
介護保険給付費準備基金からの取り崩し額（3億7,600万円）		
	68億6,237万円	

保険料の予定収納率	98.5%
第1号被保険者数（負担割合で補正した3年間の延べ人数）	124,231人
12か月	
第1号被保険者の保険料基準額（月額）	4,673円

所得段階の考え方

み立てて、次期の保険料を軽減するために活用します。

※40歳から64歳までの方の介護保険料は、加入している健康保険（国民健康保険や会社の健康保険組合など）の算定方法によって決まり、医療の保険料と併せて納める仕組みとなっています。

平成27年度から29年度までの保険料

基準額月額は4673円で、所得段階ごとの年額は左表（次ページの上段）のとおりです。

負担軽減のための方策

平成24年度から26年度までの保険料における所得区分の考え方を基本とし、10段階の所得区分としています。

なお、今までの第1段階と第2段階は新たに「第1段階」として統合されます。また、今までの特例第3段階は「第2段階」、特例第4段階は「第4段階」として、独立した所得段階になります。

め、市の「介護保険給付費準備基金」からの取り崩しを見込み、算定を行っています。

これまでの保険料の剰余分を積み立てた「介護保険給付費準備基金」からは、残高のほぼ全額にあたる3億7600万円を取り崩すことにより、基準額月額で256円の軽減を図っています。

また、第1段階の方は、国・県・市から公費がさらに投入され、基準額に対する割合が0.5のところを、0.45の負担で済むようになる予定です（次ページの保険料額表は、第1段階を0.45とした後の金額です）。